第 128 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 6 月 12 日（火）
17 時 00 分～
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

（1）積算線量計（ガラスバッジ）による外部被ばく線量測定の実施について

（2）除染推進センターだよりの発行について

2　その他（別紙参照）

（1）第 267・268・269 回福島県災害対策本部会議の概要について

（2）災害対策号（第 59 号）の発行について

次回　　6/26（火）　16 時　～

第 128 回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成 24 年 6 月 12 日（火）　17:00～17:50

2　内容

1　放射能対策関係

（1）積算線量計（ガラスバッジ）による外部被ばく線量測定の実施について

健康福祉部次長が資料により説明した。

積算線量計の配布及び測定について、平成 23 年度は、0 歳～15 歳、妊婦及び特定避難勧奨地点の存する地区の約 12,000 人を対象として配布し、測定を実施していた。

しかし、個人の外部被ばく線量は、行動や職業により個人差があると見られることから、居住地域の空間線量のみでは安心安全が判断できないため、全市民を対象にガラスバッジによる測定を実施したい。市民の健康管理に役立てながら、市民の不安払拭を目的とする。

7 月から実測したく調整しており、ガラスバッジの配布は、拡充対象者約 53,000 人と既配布済みの 12,000 人をあわせ、全市民（約 65,000 円）となる。

実施方法については、一連の業務を業者に委託する。詳細は別添資料のとおり。

なお、これまでは、健康推進課のほか、こども部、教育委員会、各総合支所と多部署にわたり対応していたガラスバッジについて、平成 24 年 7 月からは全市民を対象に測定、さらに平成 24 年 10 月からは、測定期間も統一し進めていきたい。

（市長）

今まで多部署にわたり対応していた点については、平成 24 年 10 月から統一するということか。

（健康福祉部次長）

平成 24 年 7 月～9 月までの測定については、それぞれの部署で進めていただき、平成 24 年 10 月から統一したい。委託業者が発送業務等を行い、健康推進課で全体的なマネジメントを行う。

（市長）

ガラスバッジの測定期間については、平成 24 年 7 月期から平成 25 年 3 月期（平成 24 年度）までとなっているが、当期間のみで終えるものではないということに留意願いたい。推定値を出すこともできるが、実測値を得ることが大切であるから、少なくとも、平成 25 年 7 月までは測定を行うことが必要であろう。その後の測定は、今後の様子を見るということ。

ガラスバッジによる測定は、積算線量が居住地域の空間線量のみで決まらないということ並びに実際に市民がどれだけの線量を実際に浴びたのかという確認に目的がある。

年間積算 1mSv を目指すとか 5mSv であるとか、様々な見解がある中で、しかしながらこの値はあくまで計算上なので、実測値を検証し、空間線量が 0.30μSv/h あるいは 0.40μSv/h でも年間積算 1mSv に達しないということが確認できれば、これは心配するに及ばないということになる。

現在、除染が始まっているが、どこまで除染ができるかという問題もある。もちろん、年間積算線量 1mSv 以下を目指すのだけれども、仮にそれを達成しなかったからだめかというと、そうではないかもしれないというところがある。このあたりの問題について見極めることが重要かと考えている。

また、もうひとつの目的は、こうしたガラスバッジの配布によって、市民一人ひとりが安心するということ。現在は、安全と安心が一致していないという問題がある。現に当市から県外まで避難している市民もいる。こうした方に安心であるというためには、学者でも提言するのが難しい状況なのであるから、実際に積算線量測定を行い、少なくとも国の定説となっている年間 1mSv を下回れば、心配ないということが言えるのであろう。測定に際しての行動や職業が把握できていれば、更に具体的な結果が掴める。
おそらく、多くの市民は大丈夫であろうと思う、この取り組みは非常に意義のあるものと考えており、当市がまた新たに一歩踏み出すひとつの起点になろう。

（2）除染推進センターだよりの発行について
放射能対策課長が資料により説明した。
センターだより発行元の住所等について、タイトルの右側に掲載することとしたほか、説明がきのわかりにくい部分について修正した。詳細は資料として添付したセンターだよりのとおりである。

（市長）
高齢者も読みやすい程度の字の大きさに心がけていただきたい。写真を掲載している場合は、より写真が見えるように配慮すると良いのではないか。例えば、写真の上に塗りつぶし可透色のテキストボックスを挿入するなどである。
自家用農産物のモニタリングについてはセンターだより、出荷用は災害対策号に掲載するという棲み分けをしているが、この点については、市民（読者）は理解しているだろうか。市民が、よりわかりやすい掲載の仕方が求められるであろう。
個別具体的に言えば、ウメについては、先日、国見町で出荷停止を受けたものであるがどうするか。
（産業部長）
例えば、市の自家用モニタリングで仮に高い測定値が出た場合は、県に報告しなければならないこととなっている。その後、県でモニタリングを実施し、制限するという形である。
（市長）
自家用で放射性物質が出たという報告を受けて県が測定をする場合に、出荷用のみを測定するのか、自家用も含めて測定を行うのかは県に確認したい事項である。
（産業部長）
昨年（平成 23 年）、自家用米を測定する際に、ある程度高い放射性物質が出た際は、県に報告せよということで取り決められた経緯がある。県としては、自家用農産物であっても、高い放射性物質が出た場合は把握しておきたいという姿勢である。

2　その他（別紙参照）

（1）第 267・268・269 回福島県災害対策本部会議の概要について
市民生活部長が資料により説明した。
第 268 回県本部会議の概要の中に記載のある、福島県による学校等の屋外プールの放射線量モニタリング実施計画については、教育委員会で対応をとることでご承知置き願いたい。

（2）災害対策号（第 59 号）について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

3p に掲載のある積算線量計（ガラスバッジ）配布については、6 月中に配布、7 月から実測という掲載に修正したい。

（健康福祉部次長）

積算線量計については、7 月上旬配布である。

（健康福祉部健康推進課長）

積算線量計 53,000 個を準備する都合上、7 月 10 日頃までに配布を完了、すぐ測定を行う形で進めていきたい。

（市長）

7 月～9 月までの 3 箇月間という期間を測定するのであれば、データとして使用することも踏まえれば、しっかり 3 箇月分のデータが必要となるであろう。

（健康福祉部健康推進課長）

確認することとしたい。

（市長）

ガラスバッジを配布した際に、使用方法や注意点を記載した通知等は十分に周知し徹底することが必要である。

（市民生活部長）

災害対策号 2p に自主的避難等対象区域に係る損害賠償請求について掲載した。市民のうち請求手続きを終えて支払いまで済んだ方が 95%、一方、5%の方が請求をしていないとのことであったのでご案内を掲載した。

（市長）

賠償関係に関わり、市民の声の中には、個人で実施した除染に係る費用の市に対する賠償等の相談がある。福島市では、一時、発注業者から費用の一部を支払ってもらうという話もあったようであるが。当市においてはそうならない。

除染をする場合は自分で実施するしかないのであるから、除染推進センターに除染を実施してもらいたい場合は申し出なさい・相談しなさいということ。これは、除染推進センターだよりの中にも掲載願いたい。市民自らも除染を行うということである。市民も市もどんどん除染を実施するが、既に市民が自ら実施してしまった除染に係る費用については、個人で対応してもらうほかないということ。市が支出するという話にはならない。

今度、保原工業団地の除染を実施する。中には、明らかに私有地である一企業のグラウンド等の除染も市で実施する。しかしながら、できるだけ自分たちで実施できる除染については行ってもらいたいということ。自分たちで除染を実施できない場合は、市に相談してもらいたいということを徹底していかなければならない。

「A・B・C エリア」の除染も並行して実施する。A エリアは発注済、B エリアは、まもなくモニタリングを発注、モニタリングが終了すれば、それに基づいて、地元業者にそれぞれ区分し

て発注していく、C エリアについても体制が整っているのであるから、待っているのではなく、積極的に出て行く姿勢がほしい。

宣伝広報・促進をその道の業者に依頼したらどうかということも検討しうる。例えば、千葉県市川市では、ごみの収集について業者に委託し、実施した。そうすると、宣伝広報・促進が徹底され、サービスも改善されたという事例がある。餅は餅屋に任せるということも必要である。除染については素人であっても、宣伝広報・促進の業者であれば、市民の立場から進める上で非常に有用であろう。すぐに業者に委託するということではなくても、業者に話を聞いてみるのが良いであろう。

（放射能対策課長）

先に議論された除染推進センターだよりについて、PDF からデータを取得している都合上、テキストボックスの修正については、今号では難しい状況であるのでご了承願いたい。農産物モニタリングの会場予約の電話番号掲載については、現場と相談の上、次号からの対応としたい。なお、宣伝広報・促進に係る内容については、次回の放射能対策推進会議の場で報告したい。

（市長）

災害対策号 59 号には、プールに係る内容を掲載した。プールの全体的な除染が始まるということである。特に、ショットブラストによる除染工事も計画していると掲載した。ショットブラストを用いた除染については、国・県との調整もあり、結果としては交付金として認められる方向でとりかかる。

これまで、学校については、試験的な除染や校庭の除染を実施してきたが、今後の除染にショットブラストを用いるということは、除染を本格的に実施するということであり、プールの徹底した除染や学校周りの除染は、まだ残っているということ。これからは試験的な除染ではないので、きちんとした工程管理や進捗を表にして、教育委員会で管理することとされたい。

「A・B・C エリア」についても同様である。施工業者から進捗の報告を受ければ、一軒一軒の除染を実施していくということであるから「承諾書・納得書」のような形で市民の満足を取っておくことも必要であることを認識してもらいたい。これが得られなければ除染が終わったことにはならないということ。ガラスバッジ配布の目的とも関連がある。ガラスバッジ実測値が、年間 1mSv を下回っていれば、説得力のあるひとつの資料となる。平成 25 年 3 月 15 日が工期であるから、進捗状況を的確に把握し、出来るだけ早く、きちんとした根拠を有する避難解消につなげたいものである。

《次回本部会議》

平成 24 年 6 月 26 日（火）　16：00～

本庁舎 2 階　応接室において

（文責：石川　智史）